

平成25年4月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ホ)第6553号損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成24年(ワ)第18654号)

口頭弁論終結日 平成25年3月14日

判

決

控 訴 人
同訴訟代理人弁護士

松 尾 [REDACTED]
相 澤 建 志

被 控 訴 人
同訴訟代理人弁護士
主

[REDACTED]
荒 井 哲 朗
文

1 本件控訴を棄却する。

ただし、当審における被控訴人の請求の減縮により、原判決（原審の第2回口頭弁論調書（判決））の主文1項中、控訴人に関する部分を次のとおり変更する。

控訴人は、被控訴人に対し、165万円及びこれに対する平成24年7月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人に関する部分を取り消す。
- 2 被控訴人の控訴人に対する請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人が、金融商品取引等を業とする日本デリックス株式会社（以下「日本デリックス」という。）の従業員から、CO2排出権取引（以下「

本件取引」という。)の勧誘を受け、証拠金名下に多額の金員を預託したところ、本件取引は詐欺的かつ賭博的な違法取引であり、日本デリックスが構造的、組織的、恒常的かつ意図的に行ったものであると主張して、本社顧客サービス室の管理担当者であった控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、預託金の一部及び弁護士費用の合計165万円、並びにこれに対する不法行為後で訴状送達の日(平成24年7月10日)の翌日である平成24年7月10日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

なお、被控訴人は、原審では、控訴人に対し、損害賠償として2430万5000円及びこれに対する平成24年7月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めていたが、当審において、上記のとおり請求を減縮した。

2 被控訴人の主張

(1) 被控訴人は、昭和19年生まれの[]であり、[]として稼働してきたものであるが、現在は週2日勤務し、月額12万円から14万円の給料を得ているほか、2か月毎に約20万円の年金を受給しており、他に収入はない。また、被控訴人は、数年前に為替に関係する取引をしたことがあるが、他に投資取引等の経験はない。

(2) 被控訴人は、平成24年1月27日、日本デリックスの従業員である近縄[](以下「近縄」という。)の突然の訪問を受け、「二酸化炭素の取引というものがある、今地震で大変なことになっている、電気がないから石油で発電する必要がある、仙台の人たちを助けてあげることになる。」などと言われ、また、その際、近縄は、チャートを示して現在の価格は7万2550前後であるが、2、3か月後には12万から14万に急騰するかなのような矢印を書き込んだ上、「石油で二酸化炭素が出るから、どんどん上がっていきます。」などと言って、本件取引の勧誘をした。被控訴人は、近縄から取引の仕組みやリスクについて何の説明も受けなかったが、少なくとも損はせず

に利益が出るものと理解し、仙台にいる友人の助けにもなると思って、本件取引を開始することを了承した。

- (3) 被控訴人は、日本デリックスに対し、本件取引の証拠金名下に、平成24年1月31日に800万円、同年2月6日に210万5000円、同月14日に450万円、同月24日に600万円、同年4月3日に150万円の合計2210万5000円を交付した。

日本デリックスは、被控訴人名義で本件取引を行い、その内容は、平成24年1月27日数量38の新規買付（同年2月8日売付）、同年2月1日数量10の新規買付（同月8日売付）、同年2月8日数量45の新規買付（同月22日売付）、同年2月13日数量45の新規売付（同月22日数量20の買付、同年3月28日数量25の買付）、同年2月22日数量60の新規買付（同年6月14日売付）、同年3月1日数量30の新規売付（同月28日買付）、同年3月28日数量40の新規買付（同年4月2日数量28の売付、同年6月4日数量12の売付）、同年4月2日数量73の新規売付（同年5月14日数量13の買付、同年6月4日数量45の買付、同月8日数量15の買付）、同年5月23日数量15の新規売付（同年6月8日買付）、同年6月8日数量40の新規買付（同月14日売付）、同年6月14日数量82の新規売付（同月16日買付）である。

なお、本件取引の差引残高（精算金）は1124万9937円である。

- (4) 本件取引の違法性

ア 本件取引は、顧客が日本デリックスに対し、1000メトリックトン（1メトリックトンは1000キログラム）のCO₂排出権を1取引単位とし、1取引単位当たり20万円の証拠金を支払って、CO₂排出権を売買したのと同様の地位を取得し、任意の時点で当該地位と反対の売買をすることによって生ずる観念上の差損金について、差金の授受を行うというものであり、決済指標となるCO₂排出権の約定価格や為替レートは、日本

デリックスが任意に設定し、しかも、1取引単位当たり1万0500円の税込手数料が徴求されるのである。このように、本件取引は、決済指標であるCO2排出権の約定価格や為替レートを日本デリックスが一方的に決定して、損失や利益をどのようにでも加減し得るのであり、それ自体詐欺的かつ賭博的な取引というほかないが、日本デリックスは、これをあたかも正当な金融商品取引であるかのように装い、被控訴人をしてその旨誤信させた。

イ 日本デリックスは、金融商品取引に関して何らの許可や登録を得ておらず、違法な取引を防ぐための人的構成や組織体制に関する法律上の担保を欠き、取引上の義務履行を全うする財務状況についての制度上の担保もなく、分別管理を行う法律上の担保もない。

ウ 本件取引は、上記のように相対取引であり、顧客と業者の利害は決定的に対立するものであるが、日本デリックスの従業員は、被控訴人に対し、そのことを十分に理解させるような説明を何ら行わなかった。また、日本デリックスの従業員は、本件取引の仕組みやリスク（価格変動リスク、その決定権者の不明確性から来るリスク、タイムラグのリスク、情報収集の困難性、分別管理が十分にされていないこと、信用リスク、本件取引が公序良俗に反するものとして法律上保護されない可能性が相当程度存在することなど）を説明せず、かえって、必ず利益が出るかのような断定的判断を提供したほか、本件取引の内容を全く説明しなかった。

エ 本件取引に被控訴人を勧誘し、これを継続させることは、その属性に照らして適合性原則に著しく違反するものであり、高齢者の財産保護の観点からしても反社会的、反倫理的、反道徳的な醜悪行為である。

オ 被控訴人は、本件取引の中止を再三にわたり申し出たが、日本デリックスは一向に取り止めようとせず、平成24年6月15日、代理人弁護士を通じて取引終了の意思表示とともに精算の結果報告を求め、更に同月18

日に電話で催促したところ、ようやく同社から関係資料の交付を受けるとともに精算金の額等が明らかにされた。しかし、日本デリックスは、その精算金を返還しようとしないのであって、被控訴人に対し、出捐させた金員を返還する意思も能力もないにもかかわらず、これをあるかのように装って金員を交付させたものといわざるを得ない。

カ 以上のとおり、本件取引は全体として違法なものであり、日本デリックスが被控訴人をして証拠金名下に金員を交付させた行為は、公序良俗に著しく反し、不法行為を構成する。

(5) 控訴人の責任

控訴人は、本件当時、日本デリックスにおいて本社顧客サービス室の肩書を有し、管理担当者であったものであり、被控訴人の代理人弁護士との対応に当たっていた。日本デリックスでは、顧客の勧誘を行う者、顧客を取引に引きずり込む者、金を工面させる者、取引に引き留めて拡大させる者、苦情に対応する者という役割分担の下、組織的に取引を遂行しており、控訴人は、その中で、この種の商法に通じていたことから苦情処理に当たっていたのであって、日本デリックス、その代表者、近廻ら他の従業員とともに、被控訴人が本件取引によって被った損害について共同不法行為責任を負うべきである。

(6) 被控訴人の損害

被控訴人が本件取引の証拠金名下に交付した金員のうち、控訴人が日本デリックスに在籍していた期間中に交付したのは150万円である。したがって、控訴人は、被控訴人に対し、上記の150万円及び弁護士費用として1割の15万円の合計165万円の損害賠償義務がある。

3 控訴人の主張

(1) 被控訴人の主張する事実のうち、被控訴人が日本デリックスに対し、本件取引に関して合計2210万5000円を交付したこと、本件取引の差引残

高（精算金）が1124万9937円であり、これが返還されていないこと、控訴人が本件当時、日本デリックスにおいて本社顧客サービス室の肩書を有し、管理担当者であったものであり、被控訴人の代理人弁護士との対応に当たったことは認めるが、その余の事実は知らず、主張は争う。

- (2) 控訴人は、平成24年3月2日、日本デリックスに入社したものの、CO2排出権取引というものを全く知らず、入社後も社内で説明を受けることもなく、上記取引に関する仕事のやり方について何ら知らされることもなく、何の発言力もない。控訴人が命じられた業務は、取引相手からの電話を受けてその要望を上司に伝えたり、上司の指示に従って取引相手に回答することが主体である。

本件においても、控訴人が行ったことは、被控訴人の代理人弁護士からの電話に出て資料を渡したところ、和解案を提示されたが難しいと言ったことにすぎない。控訴人は、被控訴人の損害発生に関与したことはなく、他の従業員らと共謀したこともないのであって、不法行為責任を負わない。

第3 当裁判所の判断

- 1 被控訴人の主張する事実のうち、被控訴人が日本デリックスに対し、本件取引に関して合計2210万5000円を交付したこと、本件取引の差引残高（精算金）が1124万9937円であり、これが被控訴人に返還されていないこと、控訴人が本件当時、日本デリックスにおいて本社顧客サービス室の肩書を有し、管理担当者であったものであり、被控訴人の代理人弁護士との対応に当たったことは、当事者間に争いが無い。
- 2 上記事実、証拠（甲1ないし5、6の1・2、7の1ないし3、9の3、10、11、乙1）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人の主張(1)ないし(3)の事実に加えて、次の事実が認められる。
 - (1) 本件取引は、CO2排出権を売買する取引であるが、取引所で行うものとは異なり、顧客と日本デリックスが相対で行う取引であり、現物渡しはなく、

顧客が日本デリックスに対し買い又は売りの指示を出して、CO₂排出権を売買したのと同様の地位を顧客が取得し（建玉を持つ。）、任意の時点で反対売買をすることによって生ずる観念上の差損金について、日本デリックスとの間で差金決済を行うというものである。1000メトリックトンのCO₂排出権を1取引単位とし、顧客は、日本デリックスに対し、1取引単位当たり20万円の証拠金と1万0500円の税込手数料を支払うが、決済の指標となる為替レートやCO₂排出権の約定価格は、日本デリックスが任意に設定する。

本件取引は、このように顧客と日本デリックスとの相対取引であるため、顧客の損失が日本デリックスの利益となる可能性があるなど、顧客と日本デリックスの利害が対立する状況にある。

- (2) 本件取引の開始に当たって、被控訴人に対し日本デリックス作成のパンフレット等が交付されたが、そのうちのリスク開示告知書・取引ガイド・売買取引契約書には、本件取引が相対取引であり、それによる利害対立状況やその持つ意味（日本デリックスの信用状況の変化によって損失を被るリスクがあること、日本デリックスが取引の相手方となるため公正な価格の決定や決済等が困難となる可能性があること、当事者同士の信頼に依存する部分が多いことなど）が記載されている。

しかし、その記載事項の内容や表記方法からは、一般通常人が上記のような相対取引に孕む危険性を一読して理解するのは困難であり、また、取引の仕組みや様々なリスク（日本デリックスの信用リスクのほか、為替リスクなど）を正確かつ十分に理解することも困難である上、被控訴人は、日本デリックスの担当者から、これらの点についての説明を全く受けず、かえって、取引をすれば必ず利益が出るとの断定的な判断を提供され、その旨を信じて本件取引を始めた。

なお、被控訴人が本件取引を開始するに当たって取り交わした売買取引契

約書には、その冒頭に重要事項確認として、顧客が取引の仕組みやリスクを理解しているか、追加の証拠金を差し入れなければならなくなる可能性や相対取引であることを理解しているかなど9項目のチェック欄が設けられているが、どの欄にもチェックがされていない。

(3) 平成24年1月27日から同年6月16日まで本件取引が行われ、被控訴人名義でCO2排出権の買付と売付が繰り返されたが、被控訴人に対して取引の内容や差損金の発生状況を含めて経過の報告はされず、しかも、途中からは被控訴人が取引の中止を訴えたことが無視されて、無断で取引が継続された。最終取引日時点の差損金（精算金）は1124万9937円であるが、日本デリックスはこれを返還しなかった。

(4) 控訴人は、平成24年3月2日、日本デリックスに入社し、本社顧客サービス室の肩書を持って管理担当者として、顧客からの苦情処理等に当たっていた。本件においても、控訴人は、同年6月18日、被控訴人の代理人弁護士との対応に当たり、電話による要請を受けて、関係資料を交付したり精算金の額等を明らかにした。

なお、控訴人は、日本デリックスに入社する前、登録された外務員として商品先物取引業者に転々勤務した実績があり、平成2年[]から平成3年[]まで[]で、同年[]から平成4年[]まで[]、同年[]から平成6年[]まで[]で、平成7年[]から平成9年[]まで[]で、平成12年[]から同年[]まで[]で、同年[]から平成15年[]まで[]でそれぞれ勤務していた。

3 上記認定によれば、本件取引は、CO2排出権を顧客と日本デリックスが相対で売買する取引であり、現物の受け渡しはなく、観念上の差損金について差金決済を行うものであるが、本来的に顧客と日本デリックスの利害が対立する

という構造があり、顧客の犠牲の下に日本デリックスが利得を図る危険がある取引といえる。しかも、決済指標となる為替レートや約定価格は、日本デリックスが任意に設定するというのであるから、この危険は一層大きいことが明らかである。そうである以上、本件取引は、当然に詐欺的商法とまではいえないとしても、取引の危険や仕組みを顧客に十分に説明し、理解させた上で取引を勧誘し、かつ、顧客の属性としても、そのような取引を行うにふさわしい理解力、経験、財政的裏付けなどのあることが前提とされるべきであり、これに反する取引の勧誘や実行は、違法性を帯びることになると解される。

本件において、被控訴人は、収入源としては██████としての給与や年金だけであり、投資取引の経験はほとんどなく、年齢的にも本件当時67歳という高齢であったのであるから、このような者に本件取引の勧誘を行うことは、適合性の原則からして極めて問題があるといえる。また、日本デリックスの担当者は、被控訴人に対し、本件取引の仕組みや相対取引であることから生ずるリスクその他のリスクを何ら説明せず、かえって必ず利益が出るとの断定的判断を提供し、その旨誤信させて本件取引を開始させたことに加え、取引の内容や経過を報告せず、しかも、被控訴人の取引中止の要求を無視し、少なくとも途中からは無断売買を行っていたことが明らかである。そうすると、本件取引は、全体として違法性が極めて高いものというべきであり、その態様から判断すると、日本デリックスが正しく会社ぐるみで組織的に被控訴人から金員を拠出させてこれを領得していたということが出来る。したがって、被控訴人に対し、本件取引を継続させ、証拠金名下に金員を拠出させたことと相当因果関係がある日本デリックスやその従業員らの行為は、不法行為を構成するといえるから、同社やその代表者がその責任を負うとともに、これに関わった担当者等の従業員もまた不法行為責任を負うというべきである。

- 4 控訴人は、平成24年3月2日、日本デリックスに入社し、本社顧客サービス室の肩書を持って管理担当者として顧客からの苦情処理等に当たっていたも

のであり、本件においても、被控訴人の代理人弁護士との対応をしたというのである。そして、控訴人の経歴や社内での地位に照らせば、控訴人は、投資取引について相当な知識を持ち、その知識や経験を顧客の苦情への対応に利用することを期待されていたと考えられるのであって、会社ぐるみで組織的に敢行されていた顧客からの金員領得のシステムに組み込まれていたとみるべきである。したがって、控訴人は、日本デリックスに入社した後である平成24年4月3日に被控訴人が証拠金として拠出した150万円については、控訴人もその金員領得に関わっていたといえるのであって、被控訴人が上記相当額の損害を被っていることは明らかであるから、控訴人は、被控訴人に対し、上記150万円の損害賠償責任を負うべきである。

また、被控訴人の弁護士費用の損害としては、15万円が相当である。

第4 結論

以上によれば、被控訴人の控訴人に対する本件請求（請求減縮後のもの）は理由があり、この部分の請求を認容した原判決は相当である。よって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとする。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官 三 輪 和 雄

裁判官 内 藤 正 之

裁判官 齋 藤 紀 子

これは正本である。

平成25年4月11日

東京高等裁判所第24民事部

裁判所書記官 門山英

